

新宮町訓令第5号

本 庁
出先機関

新宮町高度無線環境整備推進事業等実施業者選考委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年9月15日

新宮町長 長 崎 武 利

新宮町高度無線環境整備推進事業等実施業者選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 新宮町高度無線環境整備推進事業実施業者及び新宮町高度無線環境整備推進事業設計審査・施工監理業務実施業者（以下「実施業者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保するため、新宮町高度無線環境整備推進事業等実施業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 実施業者の選定に関する事項
- (2) 提案書の評価
- (3) プレゼンテーションの評価
- (4) その他必要と認める事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員5名をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 吉村副町長
- (2) 副委員長 福田副町長
- (3) 委員 総務課長、政策経営課長、産業振興課長、都市整備課長及び上下水道課長

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員会出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、公開しないものとし、何人も会議の内容を他に漏らしてはいけない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、新宮町高度無線環境整備推進事業及び新宮町高度無線環境整備推進事業設計審査・施工監理業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。